

品川区町会・自治会と連携都市の交流促進補助金交付要綱

制定 令和8年 4月 1日 要綱第42号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区町会自治会連合会および品川区13地区管内別町会・自治会連合会（以下「連合会等」という。）が、区と協定を締結する自治体（以下「連携都市」という。）に訪問し、地域住民との交流、施設の見学等を通じて連携都市における地域コミュニティの運営方法、課題解決の取組等を学ぶ研修（以下「交流研修」という。）を実施することにより、地域コミュニティ活性化の新たな視点を獲得し、町会・自治会活動の一層の活性化を図るとともに、将来的な地域住民同士の交流発展を目指すため、交流研修に必要な経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の要件)

第2条 この要綱による補助金の交付を受けることができる連合会等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 連携都市に訪問し、宿泊を伴う交流研修を実施すること。
- (2) 第5条の規定による補助金の交付の申請をしようとする交流研修について、その申請年度内に、当該補助金以外の補助金の交付を受けていないこと。

(補助金額)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付額は、交流研修に係る経費（以下「補助対象経費」という。）とし、1連合会等につき、1年度1回、30万円を限度とする。ただし、交流研修に係る食糧費は、補助対象経費に含まないものとする。

(事前協議)

第4条 補助金の交付を受けようとする連合会等は、補助金の交付を申請する前に、日程、訪問先、人数、研修内容等について区長と協議するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする連合会等は、町会・自治会と連携都市の交流促進補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 研修計画書
- (2) 補助対象経費の見積書（写し）
- (3) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、原則として交流研修を開始する前に行わなければならない。

(交付決定)

第6条 区長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、これを審査し、補助金を交付することを適当と認めるときは、町会・自治会と連携都市の交流促進補助金交付決定通知書(第2号様式)により当該申請をした者に通知する。

2 区長は、補助金の交付を決定するにあたって、必要な条件を付することができる。

(承認事項)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた連合会等は、その後に生じた事情等により、当該交付決定に係る研修の中止または内容等の変更をしようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

(完了届)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた連合会等は、当該交付決定に係る研修が完了したときは、速やかに完了届(第3号様式)に当該交付決定に係る研修報告書および領収書(写し)を添えて区長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 区長は、前条に規定する届出を受けた場合は調査を行い、交付決定の内容および研修の実施結果を確認した後に補助金の交付額を確定し、町会・自治会と連携都市の交流促進補助金確定通知書(第4号様式)により前条に規定する届出をした者に通知する。

(請求書の提出)

第10条 前条の規定による通知を受けた連合会等は、区長が定める期日までに町会・自治会と連携都市の交流促進補助金請求書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 区長は、補助金の交付決定を受けた連合会等が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、第9条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第12条 連合会等は、前条の規定により補助金の交付を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、遅滞なく返還しなければならない。

(違約金)

第13条 連合会等は、前条の規定により交付を受けた補助金を返還する場合において、補助金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請団体名
 代表者住所
 代表者氏名

町会・自治会と連携都市の交流促進補助金交付申請書

品川区町会・自治会と連携都市の交流促進補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて交付申請します。

記

研修名						
訪問先						
申請額		十	万	千	百	十 円
研修経費 (内訳)	経費名等	単	価	人数等	金額	
	合計					
研修実施日 (予定)	年 月 日から			年 月 日		

添付書類 1. 研修計画書 2. 見積書(写)

第2号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長



町会・自治会と連携都市の交流促進補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった町会・自治会と連携都市の交流促進補助金の交付について、品川区町会・自治会と連携都市の交流促進補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

研 修 名						
訪 問 先						
交 付 額		十	万	千	百	十 円
研 修 経 費 (内訳)	経 費 名 等	単	価	人 数 等	金	額
	合 計					円
交 付 条 件						

第3号様式（第8条関係）

品川区長 あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

完 了 届

下記のとおり、町会・自治会と連携都市の交流促進補助金対象研修が完了したので届け出します。

記

研 修 名							
交付予定額		十	万	千	百	十	円
研 修 経 費 (内訳)	経 費 名 等	単	価	人 数 等	金	額	
	合 計					円	
研修実施日	年 月 日から 年 月 日						
添付書類	1. 研修報告書 2. 領収書(写)						
要綱第9条による調査員氏名				地域センター			

第4号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長



町会・自治会と連携都市の交流促進補助金確定通知書

年 月 日付で完了届が提出された町会・自治会と連携都市の交流促進補助金については、品川区町会・自治会と連携都市の交流促進補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付金額が確定しましたので通知します。

記

研 修 名							
交付確定額		十	万	千	百	十	円
研 修 経 費 (内 訳)	経 費 名 等	単	価	人 数 等	金 額		
	合 計				円		
請 求 書 提 出 期 限	年 月 日						

第5号様式（第10条関係）

町会・自治会と連携都市の交流促進補助金請求書

研修名							
金額		十	万	千	百	十	円

年 月 日付番号をもって交付確定のあった町会・自治会
と連携都市の交流促進補助金について、上記の金額を請求します。

年 月 日

品川区長 あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名